

議案第50号

沼田市議会会議規則の一部を改正する規則について

沼田市議会会議規則第13条第2項の規定により、首記議案を別紙のとおり提出します。

令和3年3月19日提出

沼田市議会議長 野村洋一様

提出者 議会運営委員会 委員長 大島 崇行

賛成者 同 副委員長 星野 佐善太

同 委員 中村 浩二

同 同 茂木 清七

同 同 井上 弘

同 同 桑原 敏彦

同 同 大東 宣之

同 同 高山 敏也

沼田市議会会議規則の一部を改正する規則

沼田市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第84条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第135条第1項中「押印」を「署名又は記名押印」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。